

令和7年度社会福祉行政機関職員研修

手話言語・障害者 コミュニケーション条例について

一般社団法人愛知県聴覚障害者協会
あいち聴覚障害者センター

守山事件 社会孤立と貧困

死後半月以上経って発見

ろう男性の遺体 名古屋の市営住宅で

記事2面

名古屋市の市営住宅で29日、死後30日くらい経過後に発見されたろう男性の遺体が発見され、ろう者団体や福祉関係者に連絡がとられています。亡くなったのは、同市在住のろう者です。

名古屋市内の市営住宅の自宅で、夫(夫)は心不全で倒れ、六畳間で亡くなった。妻(妻)ともにもろろあ者だった。電話が鳴ればランプが点滅し、ファクスもあった。しかし、だれにも連絡が届かなかった。夫は死後二十日ほどたって発見された。

今月中旬の夕方、妻が自宅近くで拜むような動作をしているのを、近所の人が見つけた。声を掛けると、妻は電話をかけるしぐさをした。何があったのか、と家に行き、夫を見つけた。

通報を受けた捜査員が、遺体の横に、お盆に乗せられたご飯と缶ビールがあるのに気付いた。ご飯の表面は乾燥していた。捜査員は陰せんだと思っただ。捜査員は「いつあげたの？」。捜査員が妻に聞いても、分からなかった。痴ほう症が進んでいるようだった。夫の死後、どう暮らしていたのかも、分かっていない。夫婦とも障害者一級の手帳を

ろうあ者のSOS

持つ。さらに介護保険証も持つ。介護保険や身障者福祉のホームヘルプサービス、民生委員の安否確認などの対象になるが、すべては本人や親類らの申請で手続きが始まる。夫婦の申請は、なかった。

民生委員は「近所に、お子さんがいると聞いていて、時々来ていたみたい。比較的自立した世帯だと思っていた。頼まれないう限り、こちらからはずかずか立ち入れない。プライバシーとかあって、最近難しい」。

夫の心臓が悪いことは民生委員の耳にも入っていた。近所の人には外で妻を見掛ければ「悪いね」「今日はどこへ行って来たの？」などと声を掛けていた。八月中旬に近所に住む娘が訪ねていた。警察の調べでは、娘が訪ねると妻が暴れるので、娘も遠ざかったという。

周りの人がもう少し早く、夫の急変を知るすべは、なかったのか。
(大野 孝志)



旧優生保護法の下で「不妊手術を強いられた」名古屋の70代夫婦が国を提訴 約3千万円の損害賠償求める



強制不妊補償法 成立

1月施行へ 原告以外にも150万円

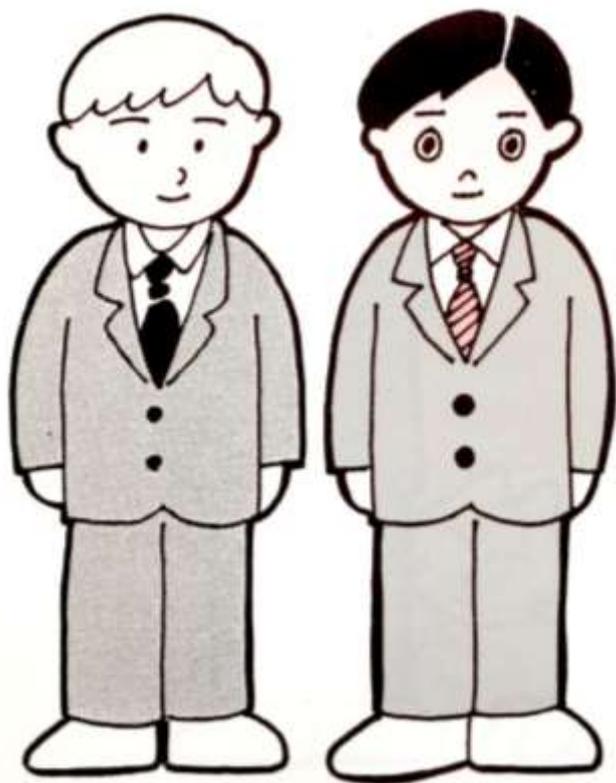
「戦後最大の人權侵害」といわれる旧優生保護法（1948〜96年）下の強制不妊手術を巡る補償法は8日の参院本会議で全会一致により可決、成立した。一連の訴訟に参加していない被害者を対象にした補償制度を創設し、手術を受けた本人が申請した場合に1500万円、配偶者には500万円を支払う。謝罪と被害回復に向けた決議も採択した。政府関係者によると、補償制度は来年1月に施行される見通し。『関連④面

最高裁が7月に旧法を違憲と判断し、原告側と政府が9月に和解の合意書に調印したのに続いて、幅広い被害救済の枠組みが整った。被害者が高齢となり、個見や差別を恐れる人も多いとされる中、全員に行き渡るかどうかが課題となる。国の責任を明確にするため、補償法は前文で「国会および政府は、憲法に違反する立法行為と執行の責任を認め、心から深く謝罪する」と明記した。

強制不妊手術を巡る補償法ポイント

- 国会および政府は、憲法に違反する立法行為と執行の責任を認め、心から深く謝罪する
- 不妊手術を受けた被害者本人に1500万円、配偶者に500万円の補償金を支払う
- 人工妊娠中絶手術を強いられた人には一時金として200万円を支給
- こども家庭庁の審査会で被害を認定する
- 不妊手術や人工妊娠中絶に関する調査を実施し、原因究明や再発防止につなげる

きこえないのはどちら？



聞こえない人は外見で判断できますか？

黙っていれば、聞こえる（健聴者）か聞こえない（ろう者）か、わかりません。

私がきこえない者です



外見で障害がわかりませんので、聞こえないことによる困難を理解してもらえません。

少しでも聞こえない人について知ってもらえるとうれしいです。

聴覚障害の特徴

- 聞こえない
- 聞こえにくい

「音声が見こえない障害」だけではない

- 耳からの情報が入りにくい

健聴者に比べ、日本語の習得に時間がかかる
(「言葉」は対人関係づくり必要なツール)

- 情報が不足したり、偏ったりする

→社会の中で生きていく為に必要な知識が得られにくい
社会常識 マナーの欠如
対人関係・人格形成への影響

手話言語の普及及び障害の特性 に応じたコミュニケーション手段の 利用の促進に関する条例

(手話言語・障害者コミュニケーション条例)

平成28(2016)年10月18日施行

手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例について

この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、基本理念を定め、その下に、県の責務、県民、事業者の役割及び学校等の設置者の取組を明らかにしています。

(平成28 (2016) 年10月14日制定)

条例の概要

〈対象とするコミュニケーション手段〉

- 手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置等

〈基本理念〉

- 1 障害の有無に分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識のもとに普及や利用の促進を行うこと。
- 2 手話が独自の体系を有する言語であり、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であることを認識して普及を行うこと。
- 3 コミュニケーション手段を利用することの重要性を認め、選択の機会の確保と利用の拡大が図られること。



手話言語とは？

1. 手話の歴史は、聞こえない人たちが歩んできた歴史

※ 人権復権の道のりと手話の市民権の獲得の歴史

2. 手話は「話しことば」

※ 話し言葉は、伝えたい・聞きたい・伝え合いたい
そんな気持ちから生み出したことば

※ 向き合うこと、伝え合うことを大切に学んでほしい

3. 手話は聞こえない人たちが生み出した知恵と工夫の塊

※ 手話には聞こえない人の思いや体験が隠されている

※ ろう者の手話から学んでほしい

条例制定前の主な動き

2006年 国連が障害者権利条約を採択
手話を言語と承認



2011年 改正障害者基本法が成立
「言語（手話を含む。）」と規定



我が国の法制上初めて、お隣で手話通訳さんたちが、手話を言語として法律上位置づけるということ

2013年 障害者差別解消法が成立



2015年 愛知県障害者差別解消推進条例が成立

条例制定の主な経緯

2014年3月 愛知県議会
「手話言語法（仮称）の
早期制定についての意見書」採択



2016年10月14日 愛知県議会
「手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例」
成立

2022年4月 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション
施策推進法が施行

2024年4月 改正障害者差別解消法が施行 **事業者も義務化**

**手話言語と様々なコミュニケーション手段を対象とする
理念条例として制定する**

「聴覚障害者は対応困難」

愛知県が宿泊療養拒否

今月運用変更

21年(令和3年)6月4日(金曜日)

新型コロナウイルスに感染した聴覚障害がある名古屋市の二十代男性が四月、軽症のためホテルでの宿泊療養を希望したが、愛知県に入所を断られていたことが分かった。

県は当初、体調急変時の対応が難しいことを理由に挙げていたが、県聴覚障害者協会からの連絡を受けて「希望に答えず申し訳な

は宿泊施設で療養することになっている。宿泊施設では、運営に当たる看護師らが毎日、各部屋に電話し、入所者の健康状態を確認している。

いたため入所は難しいと判断し、自宅療養を求めた。一連の対応について協会から五月下旬に相談を受けた県は、協会と運用のあり方を協議。六月からは、メールで体調を確認したり、部屋に緊急事態を知らせる赤色灯を付けたりして、聴覚障害者の入所にも対応できるように改めた。

県感染症対策課の担当者「一当時は日々の業務負担が重く、配慮できなかった」と釈明。大村秀章知事は三日の記者会見で「希望があれば、手話通訳の手配など速やかに対応しなければならなかった。当初の対応は大いに問題があった」と述べた。

大阪府、手話通訳断る

聴覚障害の女性に 職員7人を処分

聴覚障害があり、大阪府内で聴導犬の訓練業を営む女性が昨年7月、動物取扱業の登録更新手続きをする際に手話通訳者の手配を大阪府に依頼したが断られた。府は当時の対応は障害者差別にあたるとして、担当職員ら7人を訓告などの処分にした。

府によると、動物取扱業は5年おきに更新手続きが必要で、女性は昨年9月の更新期限が迫っていた。女性は当時、府環境農林水産部の担当者に3回にわたってメールで手話通訳を依頼したが、「筆談でお願いしたい」と断られたという。女性は自ら通訳者を手配して更新手続きをした。

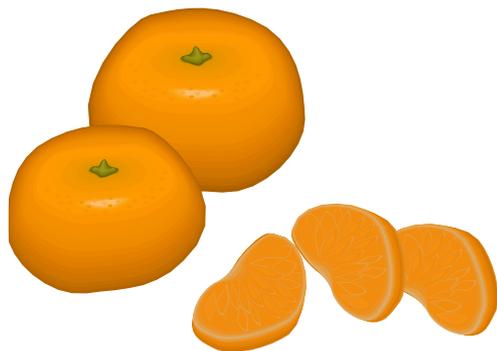
2018年5月10日

5/10 朝日

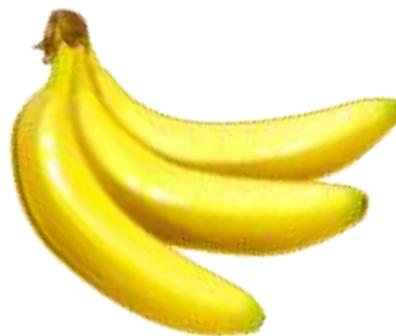
2021年6月4日

手話を覚えましょう

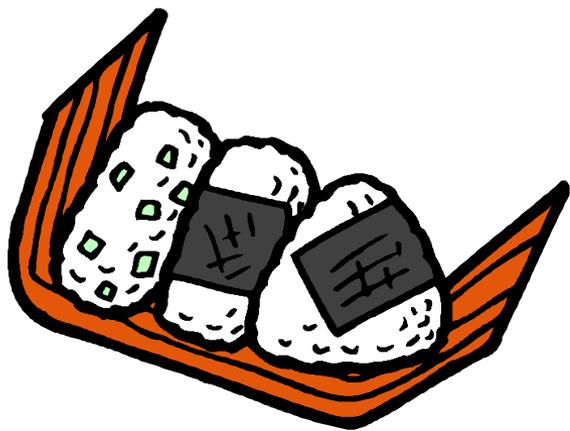
物の形、動きの特徴をとらえて表現してみましよう



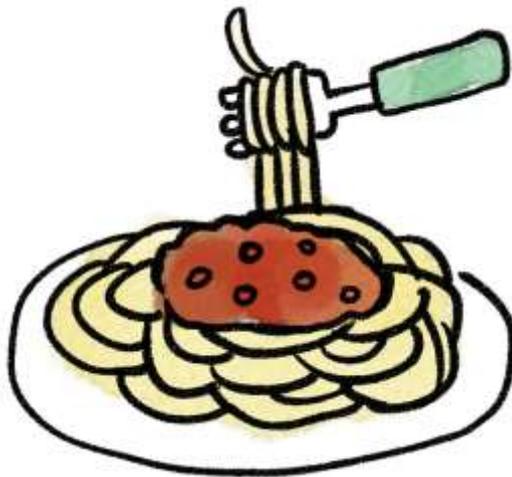
みかん



バナナ



おにぎり

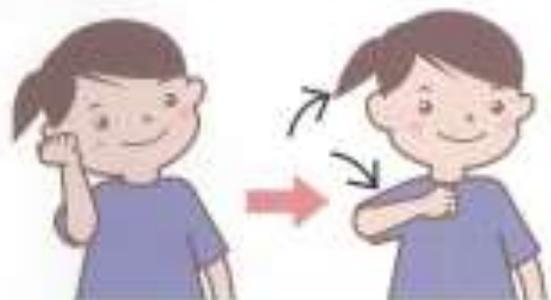


スパゲティ



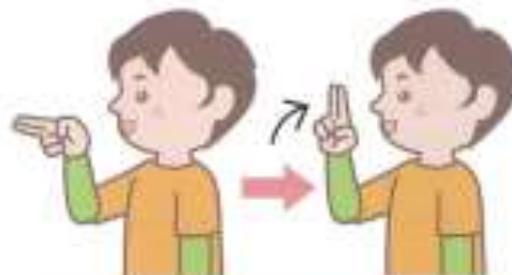
寿司

簡単な手話を覚えてみましょう



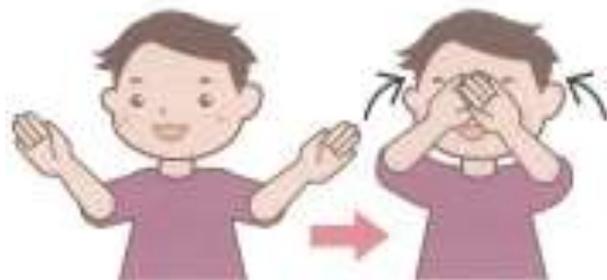
おはよう

右のこめかみに当てた拳を下ろすのと同時に顔を起こす



こんにちは

右手の二本の指を離れて立てて顔の中央に引き寄せて当てる



こんばんは

両手の手のひらを相手に向け目の前で交差させる



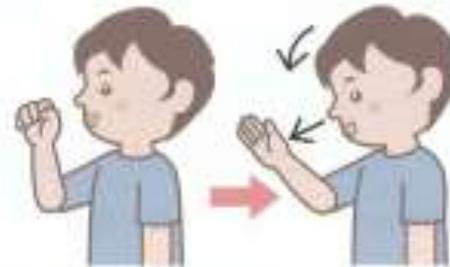
さようなら

右手の手のひらを相手に向け左右に軽く振る



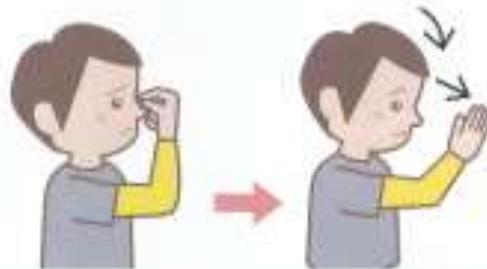
ありがとう

左手の甲に、揃えた右手をのせ右手を上げながら頭を下げる



よろしくお願いします

右手の拳を鼻の前に置き、拳を開きながら前方へ出して頭を軽く下げる



ごめんなさい

指間につまんだ右手の二本の指を当てる | 頭を下げながら右手を斜めにして前方に出す

相手の口の動きを見て 読み取ることができますか



タバコ



たまご



ナマコ

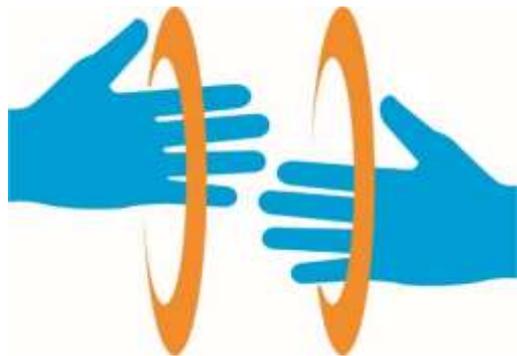
読話は相手の口の動きを見て話を 読み取ることです。

【例】

たまご	おじいさん	おはし	七（しち）	四（し）
たばこ	おにいさん	おはぎ	一（いち）	二（に）

等の言葉を口元で読み取る時に間違った
ことがあります。

特に口の形が似ている言葉もあり、ミス
が起きることが多いです。そのために間
違いとか通じない時もあります。



①手話マーク

国外への普及も考え、5本指で「手話」を表す形を採用し、輪っかで手の動きを表現しました。

【対象】ろう者等、手話を必要としている人

【意味】

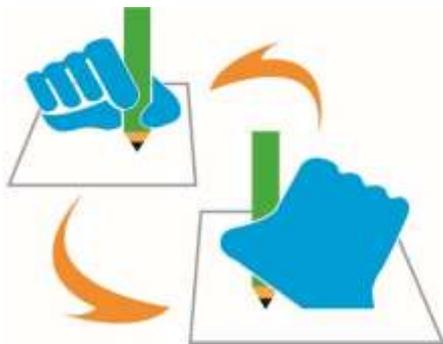
ろう者等から提示：

「手話で対応をお願いします」

窓口等で掲示：

「手話で対応します」

「手話でコミュニケーションできる人がいます」等



愛知県障害福祉課

②筆談マーク

相互に紙に書くことによるコミュニケーションを表現しました。

【対象者】筆談を必要としている人

(ろう者等、音声言語障害者、知的障害者、外国人なども含みます。)

【意味】

当事者から：「筆談で対応をお願いします」

窓口等で：「筆談で対応します」

コミュニケーションボードのご紹介

愛知県選挙管理委員会では、聴覚障害がある方や話し言葉によるコミュニケーションが困難な方が投票所等を訪れた際の、担当とのやりとりを手助けする方法としてコミュニケーションボードを持ち寄って備えています。

1) コミュニケーションボードの目的

これは、投票に来られた方からの質問や依頼をイラストでまとめたものです。発声が困難であっても、指さしてコミュニケーションをとることができます。

2) 掲示場所

ニーズのある人がすぐ気付くよう、受付の机上や受付近くの壁に掲示してください。

3) 使い方

ボードを利用しそうな方が来られたら、次のように行動してください。

- ① 筆談用の紙とペンを用意してから、視線を合わせつつ、ゆっくり話しかけてください。
- ② 分からないようだったら、該当しそうな欄を示して「これですか?」と聞いてください。(聞こえなくても、口の動きが参考になりますので、声を出してください)
- ③ 利用者が指さしをしたら、質問や依頼を復唱して確認してください。

発音が不明瞭な方から質問された時も同様に、ボードの該当欄を示し、視線を合わせつつ、ゆっくり確認してください。

- ④ 胸を手のひらで軽くたたく仕草は「分かった」という意味の手話です。頷きだけの人もいます。

4) 筆談をするときの注意点

- ① 文章は、短文の「ですます調」で書いてください。
- ② 書き終わったら、書いた内容を身振りを交えながら声を出して読んで伝えてください。

5) その他

日本語と手話の違いから、誤解してしまうことがあります。その後も様子を観察しててください。



手話等の学習会を開催しませんか

愛知県では、団体や企業の皆さんが、手話や筆談など聴覚障害者とのコミュニケーション方法についての学習会を開催される際に、手話講師・筆談講師等を派遣しています。

◆会社の社内研修として、手話や筆談を学ぶ研修会を開催し、障害者理解を深めたい

◆病院に耳の聞こえない方が来院されるので、適切な対応方法を学びたい

◆大学や専門学校に耳の聞こえない学生がいるので、支援の方法を学びたい

◆地域の団体やボランティア団体などで、手話や筆談の学習会を開きたい

愛知県障害福祉課HP

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/syuwakousihaken.html>

手話・筆談などの学習会を開催しませんか？

無料!!

愛知県では、団体や企業の皆さんが、手話や筆談など聴覚障害者とのコミュニケーション方法についての学習会を開催される際に、手話講師・筆談講師等を派遣しています。

例えば・・・

◆会社の社内研修として手話や筆談を学ぶ研修会を開催し、障害者理解を深めたい

◆病院に耳の聞こえない方が来院されるので、適切な対応方法を学びたい

◆大学や専門学校に耳の聞こえない学生がいるので、支援の方法を学びたい

◆地域の団体やボランティア団体などで、手話や筆談の学習会を開きたい

【ご利用案内】

1 派遣の対象

愛知県内に住所を有する団体、企業等が、手話や筆談等の障害者との意思疎通手段を学習、習得するために研修会等を実施する場合

※手話・筆談以外のコミュニケーション方法についての学習を希望される場合は、お相談

2 派遣の申込方法

(1) 「手話講師等派遣申請書※」に必要事項を記入し下記実施団体へ提出してください。

※申請書は、実施団体に電話等でご連絡いただければ送付します。

または、下記からダウンロードしてください。

☞ あいち聴覚障害者センターのホームページ

☞ 愛知県障害福祉課のホームページ「県民のみなさまへ」

(2) 実施団体が申請書を受け付けましたら、詳細をご連絡いたします。

【実施団体】

あいち聴覚障害者センター

愛知県名古屋市中区三の丸1-7-2 桜華会館1階

電話：052-228-6660

FAX：052-221-8663

E-MAIL：aichi.deaf.center@flute.ocn.ne.jp

3 費用

無料（講師料、講師旅費の負担はありません）



【問い合わせ先】

・講師派遣制度について 愛知県福祉局福祉部障害福祉課

電話：052-954-6697

・派遣の申込（日程・内容等）あいち聴覚障害者センター

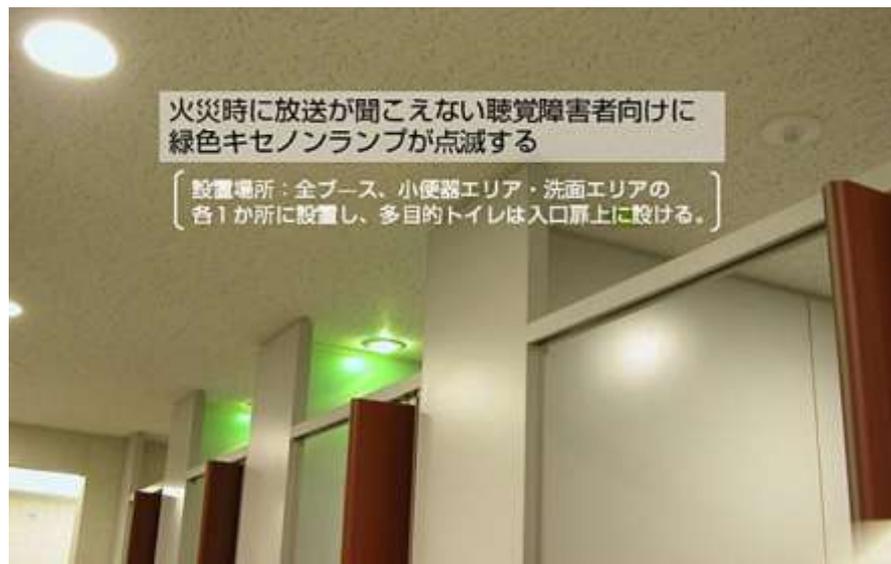
電話：052-228-6660

聞こえない人にとっては安心

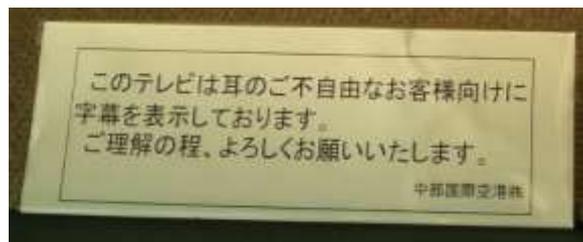
非常時文字付き警報



「手話のできる人の可視化」に向けて、「手話できますバッジ」の普及活動を推進しています。



中部国際空港セントレア



聴覚障害情報字幕付きテレビ

愛知県内の聴覚障害者が

暮らしやすい社会を！